

○クロスアポイントメント制度に関する規程

令和2年7月31日

理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、甲南大学（以下「本学」という）の教育研究及び産官学連携の推進を図るため実施するクロスアポイントメント制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「クロスアポイントメント」とは、本学と他機関間の取決めに基づき、本大学の専任の教授、准教授、講師、助教及び特任教授（以下、「本学教員」という。）が本大学における身分を保有したまま当該他機関の教員又は研究者として採用され、取決めた従事割合により、双方の業務を行うことをいう。

2 前項により特任教授にクロスアポイントメントを適用するときは、甲南大学特任教授規程第6条の規定の適用を除外する。

第3条 この規程において、「他機関」とは、原則として本学以外の次に掲げる機関をいう。

- (1) 大学及び大学共同利用機関
- (2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- (3) 高等専門学校
- (4) 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
- (5) 産業界等における法人
- (6) その他学長が特に認めた機関

(要件)

第4条 クロスアポイントメントの適用は、次に掲げる要件の全てを満たすことを原則とする。

- (1) 本学の教育・研究活動の更なる向上に寄与すること
- (2) 本学の利益に相反しないこと
- (3) 本学教員としての倫理が保持されること
- (4) 本学教員としての職務遂行に支障がないこと
- (5) その他職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

(クロスアポイントメント制度の利用に関する手続)

第5条 クロスアポイントメント制度を利用しようとするときは、別に定める手続を経て、理事長が承認する。

(協定の締結)

第6条 前条の手続によりクロスアポイントメントの制度の利用を決定したときは、クロスアポイントメントを実施する当該他機関との間で、次の各号に掲げる事項を定めた協定書を締結するものとする。

- (1) クロスアポイントメントの実施目的
- (2) クロスアポイントメントを実施する教員の職・氏名
- (3) クロスアポイントメントの実施期間
- (4) クロスアポイントメントによる業務、従事割合、労働条件、待遇、給与の支給等
- (5) 知的財産権等の取扱い
- (6) その他のクロスアポイントメントの実施に関し必要な事項

2 前項の協定書の内容について、クロスアポイントメントを実施する者の同意を得なければならない。

(クロスアポイントメントの期間)

第7条 クロスアポイントメントの期間は、原則として6箇月以上とする。

2 前項の期間は、第5条及び第6条の手続を経て、更新することができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。

(承認の取消し)

第8条 理事長は、第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認めるときは、第5条の承認を取り消すことができる。

(クロスアポイントメントの終了)

第9条 クロスアポイントメントは、期間が満了したときのほか、クロスアポイントメントを実施する教員が次の各号のいずれかに該当する場合は終了するものとする。

- (1) クロスアポイントメントの実施中に本学又は当該他機関を退職する場合
- (2) クロスアポイントメントの承認を取消した場合
- (3) 本学又は当該他機関が特に必要と認めた場合

(所管部課室)

第10条 クロスアポイントメント制度に関する事務は、フロンティア研究推進機構事務室が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会で決定する。

附 則

この規程は、令和2年7月31日から施行する。